

磯部バイパス開通に伴う屋外広告物設置規制箇所の見直しについて
令和7年3月25日 三重県県土整備部都市政策課

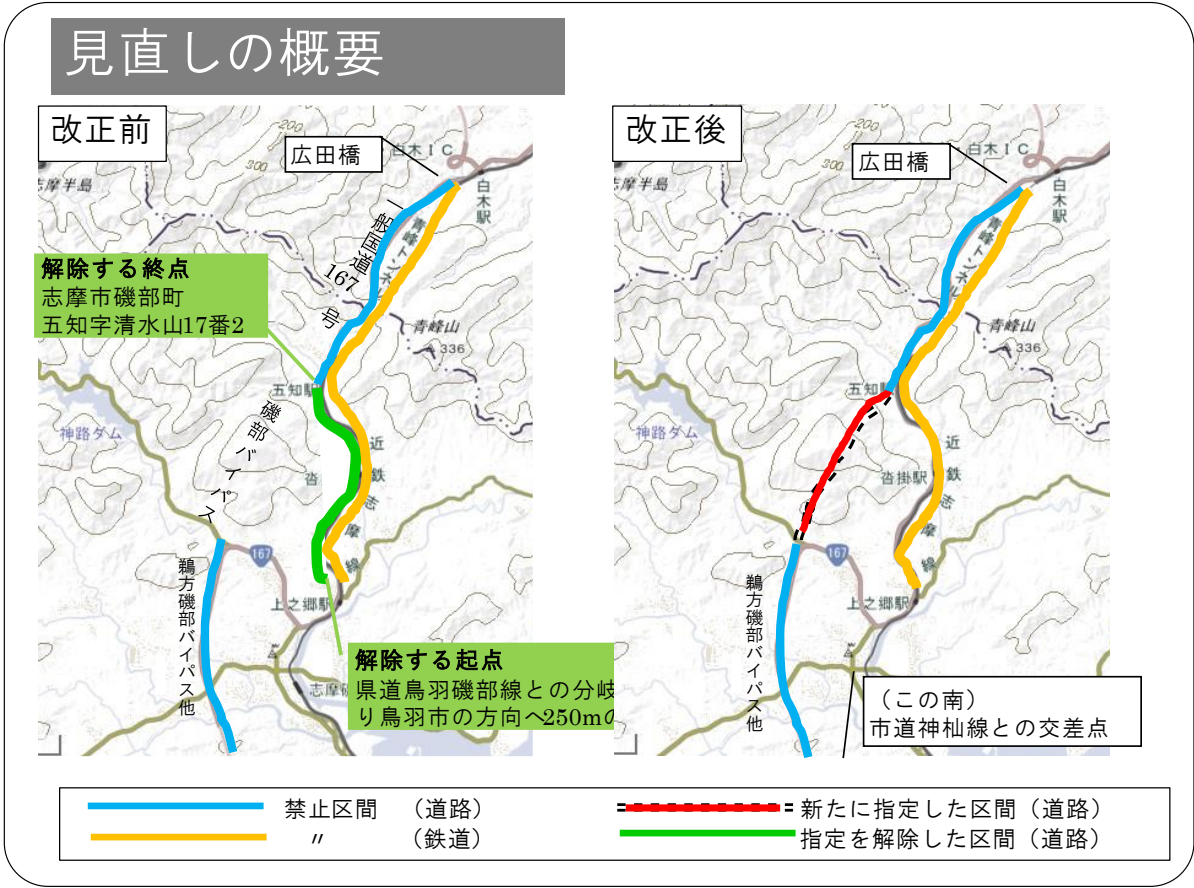
1 概要

本県では、伊勢志摩地域における広域道路ネットワークの構築や災害時の緊急輸送道路としての機能の拡充等を目的として「伊勢志摩連絡道路」の整備を順次進めてきました。

伊勢志摩連絡道路を構成する道路（第二伊勢道路、鵜方磯部バイパス）については、これまでも供用開始の都度、屋外広告物（看板等）の設置を制限することで、良好な景観又は風致を維持してまいりました（屋外広告物設置禁止区間）。

今般、磯部バイパスの供用開始に伴い、同バイパス側が幹線道路となりますので、屋外広告物設置禁止区間についても下図のとおり見直したものです。

なお、見直しに先立ち、令和6年11月12日（水）から同年12月13日（木）までの間、パブリックコメントを実施しましたが、寄せられた意見はありませんでした。



2 新旧対照表

改正後	改正前								
1 (略)	1 (略)								
2 条例第3条第1項第5号の知事が指定する区間（道路、鉄道等の禁止区間）	2 条例第3条第1項第5号の知事が指定する区間（道路、鉄道等の禁止区間）								
(1) 道路	(1) 道路								
<table><tr><th>路線名</th><th>禁止区間</th></tr><tr><td>一般国道167号</td><td>志摩市阿児町鵜方地内の市道神杣線との交差点から鳥羽市白木町地内の広田橋まで（磯部バイパスを經由する区間）</td></tr></table>	路線名	禁止区間	一般国道167号	志摩市阿児町鵜方地内の市道神杣線との交差点から鳥羽市白木町地内の広田橋まで（磯部バイパスを經由する区間）	<table><tr><th>路線名</th><th>禁止区間</th></tr><tr><td>一般国道167号</td><td>志摩市磯部上之郷地内の県道鳥羽磯部線との分岐点より鳥羽市の方へ250メートルの地点から鳥羽市白木地内の広田橋まで</td></tr></table>	路線名	禁止区間	一般国道167号	志摩市磯部上之郷地内の県道鳥羽磯部線との分岐点より鳥羽市の方へ250メートルの地点から鳥羽市白木地内の広田橋まで
路線名	禁止区間								
一般国道167号	志摩市阿児町鵜方地内の市道神杣線との交差点から鳥羽市白木町地内の広田橋まで（磯部バイパスを經由する区間）								
路線名	禁止区間								
一般国道167号	志摩市磯部上之郷地内の県道鳥羽磯部線との分岐点より鳥羽市の方へ250メートルの地点から鳥羽市白木地内の広田橋まで								

					2	志摩市阿児町鵜方地内の市道神 杣線との交差点から同市磯部町恵 利原井口地内の県道伊勢磯部線と の分岐点までのバイパス
					2	略
					3	略

3 施行日及び経過措置

- (1) 磯部バイパス供用開始の日（令和7年3月23日13:00）から施行する。
- (2) (1)の施行の際、現に磯部バイパスの両側100メートル以内の区域において適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件については、改正後の2の項(1)の表中一般国道167号の項第1号の規定は、1の施行の日から3年間は適用しない。